

---

◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 通告に基づき、農業の持続的な発展について、一般質問いたします。

世界的な人口の増加や地球温暖化の進行などを背景に、食料不安が顕在化する中、日本の食料自給率は戦後一貫して低下し、カロリーベースで38%しかありませんが、コロナ禍による物流の停滞、中国による食料の爆買い、異常気象による世界的な不作、ウクライナ戦争の勃発に伴い、さらなる打撃を受けています。

また、農業経営は、燃料や肥料の高騰が追い打ちをかけて苦しくなっており、生産コストの上昇により離農者が増加し、農業の担い手や労働力不足が深刻化しています。

さらに、SDGsや食の分野に対する関心が高まる中、地球環境への負荷が小さく、持続性が高い環境保全型農業の取組の拡大が求められています。

国では、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに稲作を主体とした有機栽培面積を25%拡大し、化学農薬を5割減、化学肥料も3割減と掲げています。

県では、令和3年3月に「有機農業推進計画」を策定したほか、今年3月に市町村と共同で「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を定め、環境保全と温室効果ガス削減の両面から農林漁業の取組事項を推進することにより、持続的発展を図ることにしています。

有機農業は、草取りの労力がかかり、収量も減るので、簡単に移行できないという声がありますので、現状と課題を踏まえ、基本計画をどのように推進していくのか、お伺いいたします。

次に、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農業経営体は減少しており、将来の地域農業の担い手不足が懸念されています。

このため、法人化・農地集約化による担い手の経営基盤の強化や、移住就農を含めた多様な新規就農者や女性農業者の確保・育成を進める必要があります。

第2期美郷版総合戦略を見ますと、農業法人数、新規就農者数はともに目標を上回っていますが、担い手確保の実施状況、課題、今後の事業展開についてお伺いいたします。

また、今年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は2年以内、令和7年3月末までに、農地の効率的・総合的な利用を図る「地域計画」と「目標地図」を作成することになりました。

町では、先月10日の畑屋地区を皮切りに、6地区で協議の場を開催することになっていますが、目

指すべき将来の具体的な利用の姿を描き、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要でありますので、農地の集積・集約化の方針や就農の受入れ体制、研修先についてお伺いいたします。

最後に、令和4年産から5年間で一度も米を作付しない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外するという国の見直し方針に対して、美郷町議会では昨年3月に地域農業や担い手に与える影響を検証し、適切な対策を講じるよう国に求める意見書を提出しました。

県では、昨年6月に農業者を対象に、大豆、ソバ、牧草、ネギ、枝豆の品目ごとにアンケート調査を実施し、取りまとめ結果を公表しています。対応方針として、田畑輪換や畑地化を実施する場合は、排水対策等の指導を行い、収量・品質の確保に向けた技術的な取組を推進し、条件不利地の場合は、省力的に農地を面的に維持する制度の創設を国へ要望しています。

今後の作付見通しにおいて、「作付をやめる・あるいは借地を返す」という回答が少なからずあり、耕作放棄地の増加につながる可能性がありますので、町の農業に与える影響と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、環境保全型農業の推進に関するご質問ですが、有機農業の取組について、町内の集荷団体に確認したところ、町内では取り組まれていないとのこと。その背景として、議員ご指摘の除草等にかかる労働負荷や生産コストの増加に加え、気候や土壌等の条件によっては収量や品質低下などの課題があるためではないかと考えております。

他方、町としては、取組意欲のある農業者がいらっしゃる場合には、農家の意向を踏まえつつ、有機農業に関する情報提供をはじめ、できる限り支援してまいりたいと存じます。

また、議員ご説明のとおり、町では令和5年3月に、県及び県内市町村と共同で「秋田県環境負荷低減事業の促進に関する基本計画」を策定し、令和8年3月までに農林漁業分野に由来する環境負荷の低減と農林漁業の持続的発展を図ることとしました。

その中で、環境負荷の低減に関して4つの目標を掲げており、県全体で有機JAS認証圃場面積81ヘクタール増、特別栽培農産物の認証機関による認証された特別栽培米の作付面積3,323ヘクタール増、環境保全型農業直接支払交付金の対象面積のうち、長期中干しの取組面積108ヘクタール増、国・県の補助事業による施設園芸におけるヒートポンプの導入数16経営体増を目指すこととしております。

本町の現状ですが、集荷団体に確認したところ、有機JAS認証圃場や長期中干しの取組はありませんが、令和5年産の特別栽培米は約250ヘクタール作付されており、また、平成29年度以降の国・県の補助事業による施設園芸におけるヒートポンプの導入は3経営体あるところです。

環境負荷低減に関する課題についてですが、有機JAS認証圃場については、先ほどお話ししたとおり、有機農業に関する課題があるとともに、長期中干しへの取組については、環境保全型農業直接支払交付金の交付要件を満たすため農家が研修を受講する必要があることや、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減、温室効果ガス・廃棄物の排出削減及び農作業安全の取組を記録・保存する必要がある、農家に負担感があるなどのことから、それぞれの取組が進んでいないものと認識しております。

町としては、これまで取り組まれている特別栽培米の作付面積の拡大を図っていくこととし、令和4年度に機能強化した堆肥センターで製造された堆肥の利活用によって、減化学肥料の取組を推進していくとともに、施設園芸におけるヒートポンプ導入について、広報等を通じて先進事例の紹介を行うとともに、補助事業の周知を図り、ヒートポンプの導入を推進することで、環境負荷に配慮した持続的な農業の展開を推進してまいりたいと存じます。

次に、担い手確保の推進についてですが、農業法人を含む認定農業者、認定就農者及び集落営農組織のいわゆる担い手を確保するため、本町では、認定農業者を目指す方などの農業経営改善計画を認定し、計画が達成されるよう、国や県等の事業を活用しながら、機械・施設等の導入を支援しております。

また、新たに就農を目指す方には、就農前に農業研修を受講する場合に最長2年間の奨励金等の交付、就農後は青年等就農計画を認定して計画が達成されるよう、機械・施設等の導入支援に加え、経営開始資金などを最長3年間交付して就農定着を図り、研修期間から就農後も継続してサポートしております。

農業法人に就業する雇用就農の場合は、農業法人に対して、雇用した者の社会保険料事業主負担分相当を助成しております。

さらに、農業経営改善計画の認定にかかわらず、営農を維持・継続する農業者に対しては、町単独で機械施設等の導入を支援しており、農業従事者の確保及び認定農業者等の育成に努めているところです。

移住就農への支援としては、町外から転入し、町内で就農を目指す方に対して、農地・住居等の賃借料を助成する制度を設けております。

また、農業法人の設立を目指す集落営農組織などに対しては、法人設立を支援するとともに、設

立後は運営に対する支援を講じており、各種支援等により担い手の確保に努めているところです。

なお、令和4年度末時点での担い手の数ですが、認定農業者が448名のうち、農業法人が58法人、農家が390名となっております。また、認定就農者は6名、集落営農組織は30組織で、担い手の合計は484経営体となっております。

担い手確保の問題についてですが、本町の各種支援制度については、「経営所得安定対策等のしおり」を作成・配布するなど、町内農家に対する周知に努めているところで、一方で、町内非農家の方や町外の方にそうした制度が周知されていないことが課題と認識しており、町内非農家の新規就農や移住就農を前提として、町外の方からも制度の活用を検討していただけるよう、今後、町ホームページにおいて支援制度等の紹介ページを新たに作成し、周知を強化してまいりたいと存じます。

農地の集積・集約化の方針等についてですが、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和7年3月末までに、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を策定することとなったことは、議員ご説明のとおりです。

本町では、令和7年3月末までに千畑地区から順次取り組んでいくこととし、先月10日に畑屋地区、23日に千屋地区でそれぞれ協議の場を開催しておりますが、農業委員会と連携し、地域の現状や農業者の経営意向等を把握するためのアンケート調査等を実施し、調査結果を踏まえ、目標地図を作成することとしております。

本町といたしましては、現在営農されている方にはこれからも継続していただきたいと考えておりますが、事情により将来的に経営規模を縮小したいといった方の農地については、アンケート結果等を踏まえた上で、可能ならば隣接農地を耕作する担い手に集積・集約することがスムーズなマッチング方法ではないかと考えているところです。ただし、基本は、出し手・受け手の事情や思いなどそれぞれの意向を踏まえることですので、それを大切にし、農地の集積・集約化を進めてまいりたいと考えております。

その目標地図については、地域計画とともに令和7年3月までに作成することになっておりますが、受け手が見つからない農地については、今後検討する農地として、地域計画策定後に随時調整しながら更新していくことができることとなっておりますので、農業者の意向等を踏まえながら調整してまいります。

農地の集積・集約化に向けた人の確保・育成についてですが、農地の集積・集約化を進めていくためには、農地を引き受ける受け手の確保・育成も重要であると考えております。そのため、本町

では、これまでお話ししたとおり、担い手の確保・育成に係る各種支援制度により、規模を拡大しながら地域の担い手を目指す方や新たに就農を目指す方、営農を維持・継続する方、それぞれの希望の達成に資するよう支援してきているところです。

本町としましては、引き続き関係機関と連携し、こうした取組で担い手の確保・育成に係る支援を継続するとともに、各種国・県の研修制度等を活用し、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

次に、国交付金への対応についてですが、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し及び厳格化については、議員ご説明のとおり、令和4年3月議会におきまして、適切な対策を講じるよう見直し方針に関する意見書を議会から提出されているほか、町村会を通じて、水張り要件等の交付基準を明確化し、情報の周知を徹底するよう国に要望しております。

また、県では、見直し及び厳格化による影響を把握するため、令和4年6月に「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しに関わる影響調査」を行い、これらの対応方針と省力化に農地を面的に維持する制度の創設を国に要望したことについては、議員ご説明のとおりです。

こうした状況の中、令和5年度の本町の作付状況についてですが、大豆が約740ヘクタール、牧草が約340ヘクタールで、いわゆる転作面積は2,684ヘクタールに対し約40%を占めており、大豆、牧草等は令和8年度までに水稻に転換しなければ交付対象水田から除外されることとなるため、農家にはそのための対応が必要となります。

なお、国では、令和4年11月に水張り要件の具体化を示した後、経営所得安定対策等の実施要綱を令和5年4月に改正し、いわゆる「5年水張りルール」を含む制度の見直し等は、現段階で行わないことを表明しております。

本町では、こうした状況に対応できるよう、作付農家に対して、「5年水張りルールの具体化」を掲載した「令和5年度経営所得安定対策のしおり」を配布し、制度の周知を図っているところです。

本町の農業に与える影響と今後の対応についてですが、県の影響調査では作付をやめたり、借地を返したりする農家の意向もあることから、今後、受皿となる農家がいなかった場合、耕作放棄地など作付されない農地が増加するとともに、資源の有効活用が図られず、景観を損ねるなどの影響が考えられるところですので、そうした事態に至らないよう、受皿となる農家の確保・育成が重要であると考えております。

具体的には、今後も営農を維持・継続する農家で、担い手を継続または目指す農家に対し、機械・施設等の導入を支援する本町の「営農継続支援事業」の普及拡大や、先ほども述べました町内

の新規就農者や非農家の方、移住就農を前提とした町外の方、新たな新規参入者等に対し、就農のための各種支援制度の周知徹底を図り、受皿となる農家の拡大に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 国との関係でございますけれども、去る7月26日に県町村会の全町村長が、令和6年度政府予算及び施策に関する提案・要望事項につきまして、関係省庁等に実行運動を展開されました。

先日、その資料を頂きまして、農林水産省関係を拝見いたしましたけれども、農業の持続的な発展の中に6項目の記載がありました。くしくも、本日の私の4項目と重なっており、驚きました。

6項目というのは、1、水田活用の直接支払交付金、2、地域農業の担い手の確保・育成、3、地域計画の策定・公表、4、農業農村整備事業、5、みどりの食料システム戦略、6、スマート農業の推進です。

しかしながら、農林水産省のほうにおいては、提案要望を受けましても、これまでも理解、ちょっとできないような施策がございましたし、あるいはアメリカ合衆国の圧力を感じることもございました。そういう意味で、日本の食が危ないというような意識がちょっと足りないのかなというふうに感じているところでございます。

それから、本日からの県議会におきまして、有害物質カドミウムをほとんど吸収しない新品種「あきたこまちR」への全面切替えが議論されようとしております。

こうした国や県の動きがございませけれども、国や県に全面的に依存することなく、町としての特徴、あるいは特性を生かした農業の振興を実施することができれば、将来にわたり持続できるのではないのでしょうか。

町長には、農業の持続的な発展の実現に向けたかじ取りにつきまして、ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員の再質問の趣旨をぎゅっと濃縮して、施策立案し、実施しているのが、町単独の「営農継続支援事業」でありますので、そうした認定農業者でなくても、農業に携わる人を確保していくということが、最終的に将来の農業を支えていくというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番、高橋邦武君の一般質問を終わります。